

お客様各位

平成 29 年 1 月吉日
平良修税理士事務所
所長 平 良 修

最近の事例（貸借対照表の借入金）

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
最近におきまして以下の気になる事例がありましたのでご紹介します。

貸借対照表に借入金が残っている場合の注意点

会社へ高齢の代表者からの借入金が残っている場合は、代表者の相続財産に加算され相続財産として課税されることとなります。会社への貸付金は、現金などのように実態がなく、課題な相続税の支払いということになりかねませんので何らかの対策が必要です。

例えば相続人 1 人 会社への貸付金 3 千万円 他の相続財産 7 千万円の場合

$3 \text{ 千万円} + 7 \text{ 千万円} = 1 \text{ 億円の相続財産}$

$1 \text{ 億円} - (3 \text{ 千} 6 \text{ 百万円基礎控除}) = 6 \text{ 千} 4 \text{ 百万円課税財産}$

$6 \text{ 千} 4 \text{ 百万円} \times 30\% - 7 \text{ 百万円} = \underline{1 \text{ 千} 2 \text{ 百} 2 \text{ 十} \text{ 万円の税額}}$

もし貸付金がなければ、 $7 \text{ 千万円} - 3 \text{ 千} 6 \text{ 百万円} = 3 \text{ 千} 4 \text{ 百万円} \times 20\% - 2 \text{ 百万円}$
 $= \underline{4 \text{ 百} 8 \text{ 十} \text{ 万円の税額}}$ となりその差額は7 百 4 十 万円になります

借入金の消去方法

1, 単純に返済する

会社に返済資金があれば返済にためらう必要はありませんが、返済資金がない場合は、高齢者からの借入金は、相続税の課税を避けるためにも銀行などから借り入れてでも返済した方がよい。

2, 免除を受ける

会社が返す当てもなく、代表者個人も返済にこだわってなければ、債権放棄とする方法もある。この場合代表者個人の相続財産への加算はないが、会社に債務免除益として法人税が課税される可能性がある。もし会社の借入金相当額以上の繰越欠損金があればそれと相殺できることになりその分法人税も課税されない。

3, 毎月少額ずつ返済していく

代表者個人がまだまだ若い場合は、役員報酬とは別に少しずつ返済していく方法もある。

代表者自身が高齢の場合、今一度貸借対照表の借入金を見直して見て下さい
個人からの借入金については、相続の問題や、消去するのも税務上の注意点があるため慎重に進める必要があります。これらの注意点については当事務所の各担当までご相談下さい。

敬 具